

1 学校経営の基盤

(1) 公教育としての原則

日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に示された教育の理念に基づき、学習指導要領に準拠した教育課程、福岡県教育施策（福岡県学校教育振興プラン）、太宰府市教育施策・学校管理規則に則り公教育を行う。

(2) 現代社会の要請と教育の動向

変化の激しい現代社会において、国の教育振興基本計画の方針を踏まえ、知識基盤社会の中で、豊かに生きる力を持ち、日本の将来を担うに足る生徒を育成する。

(3) 信頼される学校づくり

これまでに培われてきた良き校風と伝統を受け継ぎ、保護者・地域住民の付託に応えるとともに、社会の変化に主体的に対応できる「知・徳・体の調和のとれた生徒」を育成する。

また、コミュニティ・スクール及び国際理解教育の推進を通して、社会全体の教育力向上に寄与する。

2 学校の教育目標

「主体的な学びと健やかな心身をはぐくみ、志をもって豊かに伸びる生徒の育成」

校 訓 「 自 律 ・ 協 調 ・ 実 践 」

自律…「見つめる心」(知) 協調…「思いやる情」(徳) 実践…「やりぬく精」(体)

(1) 目指す生徒像

- ① 目的をもって主体的・協働的に学び、よりよい生き方を求める生徒 【自律】
- ② 自然や郷土を愛し、自他の個性・人権や礼節を尊重して伸びようとする生徒 【協調】
- ③ 勤労と不断の努力を尊び、豊かでたくましい心身の健康づくりに努める生徒 【実践】

(2) 目指す学校像

- ① 明るい活気と向学心に満ち、秩序と規律のもと、学びの環境が整っている学校 【自律】
- ② 学校・家庭・地域が信頼と尊敬をもって連携・協働し、地域と共に伸びる学校 【協調】
- ③ 一人一人が大切にされる創意工夫のある教育活動を実践し、子どもが育つ学校 【実践】

(3) 目指す教師像

- ① 率先垂範・師弟同行を心がけ自己研鑽に励み、常に自己成長を続ける教師 【自律】
- ② 生徒理解のもと、あたたかくかつ厳格公平に指導し、誰からも信頼される教師 【協調】
- ③ 教育への情熱と使命感をもち、組織の一員として教育目標の具現化に努める教師 【実践】

3 教育課題・経営課題

(1) 教育課題

- ① 確かな学力の向上と人権感覚の育成
- ② 自己肯定感と自己有用感の一層の向上
 - ・いじめ・不登校生徒の減少（自己肯定感の向上）
 - ・家族の一員・地域の一員としての家族愛・郷土愛の向上（自己有用感の向上）

(2) 経営課題

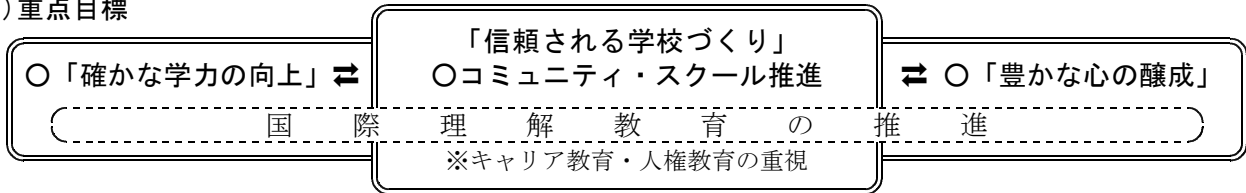
- ① 主任・主事を含むスクールリーダーが機能し成長する組織運営
- ② キャリアステージを意識し、ステップアップしていく人材育成
- ③ 新学習指導要領の2021年度（令和3年度）全面実施に基づく授業改善

4 経営の基本方針

- (1) 公教育の立場に立ち、キャリア教育及び人権教育の視点をすべての教育活動の根幹に置く。
- (2) 学力の向上を図るため、生徒の主体的な活動に重点を置き、主題研究を軸として授業改善を推進する。
また、豊かな心の醸成を図るため、道徳科やリレーション活動、生徒会活動を充実する。
- (3) 経営・運営面について、組織体としての円滑な校務運営を推進する。そのため、シンクタンクとなる「各委員会（運営委員会・研究推進委員会・生徒指導合同委員会）」の充実を図る。
また、舵取り・実践化を図る「Wトロイカ体制」を設置し、主幹教諭や主任主事を中心として全職員の経営参画意識を高める。特に、学年部を「学年ユニット」と称し、全教育活動の組織化・機能化の中核として実践する。そして、「チーム」や「ユニット」でくくった校務分掌組織を機能させ、「一人一役」のもと、教師の主務の明確化を図る。なお、これらの過程でOJTを意図した職能成長・人材育成を図る。

5 本年度の経営の重点

(1) 重点目標



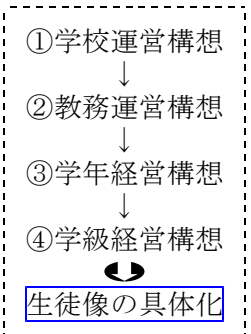
(2) 具体的な生徒像（目指す生徒像）

＜キーワード「豊かに学び続ける生徒」の育成＞

<p>○「<u>確かな学力の向上</u>」 （「個に応じた進路保障」の重視）</p> <p>ア 課題意識をもって学習に臨み、その課題意識を連続・発展させる生徒【意欲・態度 ※道徳性】</p> <p>イ 基礎的・基本的な知識・技能が定着している生徒【知識・技能】</p> <p>ウ 課題に対し、内容知・方法知の側面から思考・表現ができる生徒【思考・表現】</p>	<p>○「<u>豊かな心の醸成</u>」 （「気づき・考え・行動する人権感覚」の重視）</p> <p>ア 自己肯定感を高め、自らを律することができる規範意識をもった生徒</p> <p>イ 自分の思いや考えを上手に伝え、豊かな人間関係を構築できる生徒</p> <p>ウ 地域に貢献する意欲と態度を備え、自己有用感を高めていく生徒</p>
--	---

(3) 生徒を育てる教師像

- ア 学ぶ楽しさを実感させ、学力を確実に伸ばすことができる教師
→ 教科指導のプロとして、不断に内容研究・教材研究等に励み、50分の授業で、主眼達成に向けて確実に生徒を変容させる教師
- イ 多面的な生徒理解に努め、生徒の良好な人間関係を醸成できる教師
→ 生徒個々の傾向性（学力・人間関係・家庭環境・性格等々）を把握し、望ましい人間関係や人間力を指導・支援できる教師
- ウ 組織化・機能化を実践できる教師
→ 一つの共通目標に向け経営参画意識をもち、協働意欲の下、あたたかさ
と厳格公正さ、相互補完を大切にした教師集団として尽力できる教師



(4) 重点の数値目標 ※「P：ポイント」は5段階評定尺度

「確かな学力の向上」	「豊かな心の醸成」
<p>＜達成目標＞</p> <p>ア 学力向上プラン…各数値目標の達成</p> <p>イ 学力テスト…年度初めと比較し、年度末分が「偏差値で+1」以上</p> <p>ウ 学校評価・学校関係者評価の総合評価…3.7 P以上</p>	<p>＜達成目標＞</p> <p>ア 学校評価「生徒の自己有用感」…3.5 P以上</p> <p>イ 不登校生徒数…前年度の1割（以上）減 いじめ問題「現学年でいじめられたことがある」…1%弱</p> <p>ウ 学校評価・学校関係者評価の総合評価…3.7 P以上</p>
<p>＜行動目標＞ <u>（実情に応じて実施）</u></p> <p>ア 一人1回の公開授業…100%実施</p> <p>イ 授業での「4人グループ」活用 ※教科の特性には配慮 …年間を通して2割（5回に1回）以上</p>	<p>＜行動目標＞</p> <p>ア 年間指導計画に従った道徳科・学活授業の実施…内容として7割以上（実施は100%）</p> <p>イ リレーション活動の実施…年間9回以上</p>

(5) 経営・方策の重点

① 主題研究の推進 (=授業改善) ▶「鍛ほめ福岡メソッド」の実践

- ア 「学びの協同活動」「学びの共同体」理論：佐藤 学) をもとに、全教科で一人1回の授業公開を行う。また、先進校視察(研究発表会への参加)を奨励する。
- イ 一般研修も含め外部講師を招聘・活用し、現代的課題や職員のニーズに応じた研修を行う。
- ウ 西中BCSによる実践の一端として、市教育委員会学力向上事業や小中連携を推進し、授業研究の交流や家庭学習の習慣化(家庭学習強化期間・自学ノート等の連携した工夫)等を図る。

② 道徳科授業の充実とキャリア教育の推進、生徒会活動の活性化

- ア 指導と評価を念頭に置いた道徳科授業を行う。
- イ 総合的な学習の時間をキャリア教育重視の視点から見直し、主となる体験活動を各学年別に取り入れる。また、「リレーション活動」を充実させ、支持的風土の醸成を図る。
- ウ 小中連携を通して、一貫性・系統性のある人権教育を推進する。また、「市9ヶ年カリキュラム」や『かがやき』・『あおぞら』の活用を研究し協働実践する。学年間の校内実践交流会を設定する。
- エ 生徒の豊かな人間関係の構築や学力向上について、「学校生活づくり(立礼挨拶・いじめ撲滅等)」をベースに、生徒会活動を重視する。

③ 国際理解教育の横断的な学習としての研究の深化

- ア イマージョン教育(immersion)を推進し、校内環境や教育活動の中に、英語に触れたり浸ったりする機会を増やす。
- イ 本校の伝統である「文化理解科」学習については、状況に応じて、活動の可否を決定する(※)。
- ウ 英語圏ネイティブとの文化活動等交流事業を設定し、生きた国際理解教育を推進する(※)。

④ 組織運営の策定、「学年ユニット(学年部)」による組織的・機能的な日常実践

- ア 学年ユニットを教育活動の実働の中核部と考え、教育活動全般の組織的・機能的な日常実践に結びつける。(※学年部における行事や生徒指導等、授業づくりやリレーション活動等の実践)

- イ 目標・内容を明確にし、効率的実践(成果)に結びつけていく。

特に、学年ユニットは、右に示す高次元での機能化を目指すようにする。

＜学年ユニットの目指す姿＞

- ア 授業づくりを高め合う学年部
- イ 生徒の自治的・民主的活動を高める学年部
- ウ 職員の「働きがい」があふれる学年部

⑤ コミュニティ・スクール(CS)の推進と小中連携の活用

- ア 学校運営協議会の活動環境を整備し、CS及び西中BCSの研究・実践を小中連携して広げる。
- イ 「にしの日(搬運動・ピックアップ 黠)」、「まほろば活動」等地域行事への積極的な参画・参加を推進する。

6 課題解決のための各方策(各指導の重点)

① 「21世紀型能力」を目指す教科等指導の充実・横断的な国際理解教育の推進

- ア 研究推進委員会を定例化(週1回)する。
- イ 基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけさせるよう、家庭学習の充実を図る。
- ウ 国際理解教育について、「イマージョン教育」・「文化理解科学習」・「交流事業」を3本の柱とする。
(※「文化理解科学習」「交流事業」については、状況に応じて、活動の可否を決定する)

② 心情を高める道徳教育の充実

- ア 人権教育とコミュニティ・スクールの推進から、「B-(6)思いやり・感謝、C-(16)郷土の伝統と文化の尊重・郷土を愛する態度、D-(19)生命の尊さ」を内容項目の重点とする。
- イ 道徳科への移行のもと、授業実践、評価の研究を深める。

③ 主体性をはぐくむ特別活動等の充実

- ア 望ましい校風づくりと自校を誇れる生徒の育成に向け、生徒会の自治的・民主的活動を重視する。
- イ 心身の健康や安全に対する主体的な態度の育成に向け、交通安全指導や薬物乱用防止教育、食育、性教育、SNS等情報モラル教育、防災訓練等を実施する。
- ウ 県及び太宰府市部活動指導の方針に則り、部活動を実施する。また、複数顧問体制を取る。

④ キャリア教育を基盤においた総合的な学習の時間の充実

- ア 主となる体験活動を、1年生「職業調べ」・「高校講話」、2年生「職場体験」・「高校体験①」、3年生「高校体験②・体験入学」とし、自らの生き方を求める進路指導、個に応じた進路指導を、計画的・系統的に実施する。
- イ 生徒の発達段階や行事・体験活動等とリンクさせたりレーション活動を、年間計画に計画的・目的的に位置づけ実践する。

⑤ 「チーム学校」による積極的な生徒指導の推進

- ア 生徒指導主事を中核として、STやSC、養護教諭等による人的・組織的な支援体制を日常的に構築する。また、いじめや不登校問題等を報告・協議する合同委員会を週1回定例開催し、情報・対策法の共有や迅速な初期対応を図る。
- イ 必要に応じて、教育委員会やPTA、SSW、警察、児童相談所等と迅速な連携・協力を図る。

⑥ 個に応じた特別支援教育の推進

- ア 個別の教育支援計画・指導計画を作成し、実践する。
- イ インクルーシブ教育システムや合理的配慮の実践化を推進する。

⑦ 人権尊重を核とした人権・同和教育の推進

- ア 人権尊重の精神を全ての教育活動の根幹に置き、小中連携を活用して、「福岡県人権教育推進プラン」及び「太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針」が示す人権教育を実践する。
- イ 「社会科カリキュラム」や「市9ヶ年カリキュラム」等に沿った学習を学校として実践する。
- ウ 年間計画に、『かがやき』と『あおぞら』の活用を位置づけ、効果的な指導方法を研究・実践する。
- エ 筑紫地区人権教育交流事業指定ブロック「研究発表会」への授業実践を固める。

⑧ コミュニティ・スクール（CS）推進、学校・家庭・地域・関係機関との連携

- ア 社会や地域に貢献する活動を積極的に取り入れる。また、ブロックCSによる「にしの日あいさつDAY」・「学力向上」（授業交流や出前授業）等、小中が連携・協働した実践を深める。
- イ 「鍛ほめ福岡メソッド」の実践をPTAと協力し推進する。また、地域コーディネーターを生かしたPTAと学校運営協議会の協働体制を研究する。地域の「ひと・もの・こと」を活用する。
- ウ PTA運営委員会や学校運営協議会、HP等で、説明責任を含めた学校公開を積極的に行う。「学校だより」や「CSだより」、「学校安心メール」等を活用する。

⑨ 教育効果の向上と効果的な学校運営の推進・人材育成

- ア 校務分掌やキャリアステージを意識し、ステップアップしていく視点での人材育成を図る。
- イ 「学年ユニット」による組織化・機能化を図り、ボトムアップ・ミドルアップダウンを重視する。
- ウ 学校運営協議会による学校関係者評価及び自己評価（目標管理）・業績評価による活性化を図る。

⑩ 教職員の研修・不祥事防止

- ア 教師としての専門性向上のため、主題研究と一般研修、自主研修、先進校視察を効果的に実施する。
- イ 県教育センター研修や教育論文執筆、筑紫地区教科等研究会等を積極的に利用し、職能成長を図る。
- ウ 不祥事防止「通知文書」の内容を徹底するとともに、他校での不祥事（新聞報道等）を他山の石としてとらえ、不祥事防止への啓発に努める。校務分掌組織上に「不祥事防止チーム」を位置づける。

⑪ 安心・安全と環境整備の体制づくり

- ア 校務分掌組織上に「教育環境プランナー」を位置づけ、施設・設備の安全管理と美化整備、安心・安全の学習環境づくりを推進する。
- イ 登下校や校内生活の定期的に安全指導を行う。特に、SNS利用や自転車の安全指導に留意する。
- ウ 「いじめ防止対策推進法」に基づく「学校いじめ防止基本方針」及び「危機管理マニュアル」を定着させる。